

市町村整備型質疑応答集

| 分類 | 番号 | 件名 | ページ |
|---------|----|--|-----|
| 一般事項 | 1 | 浄化槽のメリットは何か。 | 109 |
| | 2 | 埼玉県及び全国的生活排水処理人口普及率は。 | 109 |
| 状況 | 1 | 浄化槽市町村整備推進事業（市町村整備型）はいつ開始したか。 | 110 |
| | 2 | 県内で事業実施している市町村及び開始年度は。 | 110 |
| | 3 | 全国における事業実施状況は。 | 110 |
| 事業の特徴 | 1 | 市町村整備型（国庫補助事業：浄化槽市町村整備推進事業）の主な特徴は。 | 111 |
| | 2 | 市町村整備型実施におけるメリットは。 | 111 |
| | 3 | 市町村整備型実施におけるデメリットは。 | 112 |
| | 4 | 個別処理である浄化槽と集合処理（下水道や農業集落排水）を比較した場合の特徴は。 | 112 |
| 事業の要件 | 1 | 事業実施に当たって満たさなければならない主な要件は。 | 113 |
| | 2 | 下水道計画区域を事業実施地域とすることはできるか。 | 114 |
| | 3 | 農業集落排水の実施地域や計画区域を事業実施地域とすることはできるか。 | 114 |
| | 4 | 下水道、農業集落排水の区域及び各々の計画区域を除き、市町村全ての区域を事業実施地域としなければならないか。 | 114 |
| | 5 | 事業の対象となる建築物の用途は専用住宅のみか。 | 115 |
| | 6 | 建売住宅を事業の対象とすることはできるか。 | 115 |
| | 7 | 同一地域内において、浄化槽市町村整備推進事業（市町村整備型）と浄化槽設置整備事業（個人設置型）の両方を実施することは可能か。 | 115 |
| | 8 | 何故、転換のみを対象としたのか。 | 116 |
| | 9 | 何故、新設も対象としたのか。 | 117 |
| | 10 | 事業要件の20戸を満たさなかったらどうなるのか。 | 117 |
| 事業中止 | 1 | 事業を開始したら、事業を永続的に行わなければならないか。 | 118 |
| | 2 | 事業開始後、事業を途中で中止した自治体はあるか。 | 118 |
| | 3 | 事業を中止した場合、整備した浄化槽を処分（転用、譲渡、交換、取壊し等）することはできるか。 | 118 |
| | 4 | 浄化槽を処分した場合、国庫交付金を返還するのか。 | 119 |
| | 5 | 経過年数10年未満で、国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合とは。 | 119 |
| 帰属 | 1 | 事業開始前に個人で設置した既設浄化槽はどのような扱いになるのか。 | 120 |
| | 2 | 条例に既設浄化槽の帰属や寄附の規定を設けている市町村はあるか。 | 120 |
| 分担金・使用料 | 1 | 分担金はどのように設定しているのか。 | 121 |
| | 2 | 使用料はどのように設定しているのか。 | 121 |
| | 3 | 分担金や使用料はどのように徴収するのか。 | 121 |
| | 4 | 浄化槽の使用料は、水道料金と一括して徴収することができるか。 | 122 |
| | 5 | 使用料を支払うのでは、個人で設置した方が結果的に安くつくのではないか。 | 122 |
| 財政 | 1 | 事業は特別会計として経理しなければならないか。 | 123 |
| | 2 | 市町村整備型の事業は、既存の下水道事業特別会計や農業集落排水事業特別会計と一緒に経理することができるか。 | 123 |
| | 3 | 事業実施のための財源はどのように賄うのか。 | 123 |
| | 4 | 浄化槽整備1基あたりの起債額はどれくらいか。 | 123 |
| | 5 | 同一事業を実施しているのに、市町村によって起債額にばらつきがある理由は。 | 123 |

| 分類 | 番号 | 件名 | ページ |
|--------|----|---|-----|
| 維持管理 | 1 | 浄化槽の維持管理はどのように行うのか。 | 124 |
| | 2 | 民有地に市町村所有の浄化槽を設置し、維持管理していくことは問題ないのか。 | 124 |
| | 3 | 配管部分の維持管理は、市町村と住民のどちらが行うのか。 | 124 |
| | 4 | 引越などにより、浄化槽使用が休止された場合、維持管理はどうするのか。 | 124 |
| 浄化槽の設置 | 1 | 浄化槽の設置工事はどのような業者が行うのか。 | 125 |
| | 2 | 敷地が狭小のため敷地内に浄化槽を設置できない場合はどうするのか。 | 125 |
| | 3 | 本事業により、複数戸に1基の浄化槽を設置することはできるか。 | 125 |
| | 4 | 複数戸に1基の浄化槽を設置できるのはどのような場合か。また戸数制限はあるか。 | 126 |
| 一部事務組合 | 1 | 一部事務組合で事業を実施する場合、国や県への補助手続は市町村と組合のどちらが行うのか。 | 127 |
| | 2 | 一部事務組合で事業を実施する場合で、複数の市町村で事業実施地域を設定したときは、当該事業実施地域内で1事業年度あたり20戸を整備すれば問題ないか。 | 127 |
| | 3 | 一部事務組合で事業を実施する場合、地方債の償還は市町村と組合のどちらが行うのか。 | 127 |
| 住民負担 | 1 | 分担金や定額の使用料の他に住民が負担する費用はあるのか。 | 128 |
| | 2 | 排水設備の設置（配管工事）は、市町村と住民のどちらが行うのか。 | 128 |
| その他 | 1 | 事業実施までの主なスケジュールは。 | 129 |
| | 2 | 事業実施にはどれくらいの職員が必要なのか。 | 129 |
| | 3 | 何故、高度処理型浄化槽を採用したのか。 | 129 |
| | 4 | 放流先が確保できない場合はどうするのか。 | 130 |
| 別表 | | 埼玉県内導入5市町村の状況 | 131 |

1 浄化槽のメリットは何か。(P. 3)

- 下水道並の処理能力を持ち、建設費が安く、投資効果に即効性があり、災害に強い。
- 個別に整備していくため、人口の増減に対応しやすい。
- 地域の健全な水循環に有効であり、河川水量を確保できる。

【参 考】

放流水の BOD

- ・ 下水道：15mg/L 以下（下水道法施行規則第 4 条の 3 第 1 号）
[計画放流水質の区分に応じて「10mg/L 以下」又は「10mg/L を超え 15mg/L 以下」と基準が示されている（下水道法施行令第 5 条の 6 第 2 項）。
]
- ・ 浄化槽：20mg/L 以下（環境省関係浄化槽法施行規則第 1 条の 2）

※ 浄化槽メーカーからは、通常型で 15mg/L 以下、10mg/L 以下の機能のものがある。

※ BOD 除去能力に関する高度処理型の浄化槽は 5mg/L 以下。

（「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 30 日付け 環境対発第 110330008 号）の 16 参照）

（P. 26 参照）

2 埼玉県及び全国の生活排水処理人口普及率は。

- 埼玉県の平成 22 年度末における生活排水処理人口普及率は、88.0%である。
- 処理施設別の割合は、下水道が 76.7%、浄化槽が 9.8%、農業集落排水が 1.4%、その他が 0.01%となっている。
- 全国の平成 22 年度末における生活排水処理人口普及率は、86.9%である。
- 処理施設別の割合は、下水道が 75.1%、浄化槽が 8.8%、農業集落排水が 2.8%、その他が 0.2%となっている。
- ※ 平成 22 年度末の全国の数値は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県を調査対象外としているため、同 3 県を除いた 44 都道府県の集計数値である。

1 浄化槽市町村整備推進事業（市町村整備型）はいつ開始したか。（P.5）

- 平成6年度に、環境省が国庫補助制度を創設した。
- 制度創設時における名称は、「特定地域生活排水処理事業」である。
- 平成15年度に、「浄化槽市町村整備推進事業」に名称変更される。
- 埼玉県では、平成11年度に旧大滝村（現秩父市）が最初に事業を導入した。

2 県内で事業実施している市町村及び開始年度は。

- 平成23年度時点で、県内では、5市町村が事業を実施している。
- 秩父市は旧大滝村の平成11年度から、小鹿野町は平成13年度から、ときがわ町は旧都幾川村が平成15年度から、東秩父村は平成15年度から、鳩山町は平成19年度から市町村整備型を導入している。

【参 考】

- ・ 平成24年度から嵐山町がPFI方式により事業実施予定であり、平成23年6月10日に「嵐山町管理型浄化槽条例」を施行している。

3 全国における事業実施状況は。

- 平成22年12月末現在で、191市町村（39都道府県）が事業を実施している。

【参 考】

- ・ 10以上の市町村が事業実施している都道府県は、岩手県（13）、群馬県（13）、島根県（12）、熊本県（10）の4県である
（「環境省 平成22年度浄化槽行政に関する調査等結果（平成22年12月末現在）」による）

1 市町村整備型（国庫補助事業：浄化槽市町村整備推進事業）の主な特徴は。
(P. 5、P. 63)

- 市町村が公共事業として浄化槽を個人の敷地に設置し、市町村が保守点検や法定検査などの維持管理を行う。市町村が維持管理を行うことから、適正な維持管理が図れる。
- 国庫補助事業である浄化槽市町村整備推進事業では、本体及び本体工事費の1／3が国の補助となる。個人設置型に比べ、国の補助割合が大きい。
例) 高度処理型浄化槽（窒素又は磷除去型）5人槽は、本体・本体工事費の国庫補助基準額が1,020千円であり、国庫補助額は340千円となる。
- 分担金、使用料を条例で規定する。
- 本体及び本体工事費から国庫補助分（全体の1／3）と分担金（全体の1割程度）及び県の補助があるときは県の補助を除いた残りが市町村の負担となる。
- 市町村負担分については起債（下水道事業債）ができ、元利償還金の49%が交付税措置される。残りの51%を住民から徴収する使用料で賄うことができる。

2 市町村整備型実施におけるメリットは。(P. 8)

- 初期費用の住民負担は、個人設置型の約1／6に軽減される。
(県による配管費及び処分費補助(16万円)を含め、国庫補助基準額33.2万円の個人設置型の補助を適用：約65万円→約10万円)
- 従来住民が行っていた維持管理の手間が不要となる。(保守点検、法定検査など)
- 住民の希望に応じて整備をするため、事業の無駄がない。(加入率100%)
- 下水道と同様に浄化槽による汚水処理を公共サービスで行うため、地域格差が解消される。
- 住宅散在地や起伏のある地域では、集合処理より整備費用が安価である。
- 浄化槽の設置は、約1週間の工事で済み、短期間で生活排水処理人口普及率が向上する。(投資効果の早期発現)
- 維持管理を市町村が行うため、確実であり、浄化槽の所期機能が恒常的に発揮できる。(河川等の水質改善に効果的)
- 浄化槽の設置工事や保守点検などを地元の企業が請け負うことができ、地域経済の活性化が期待できる。

3 市町村整備型実施におけるデメリットは。

- 起債額が増加する。(財政的な不安)
- 人件費等のコストや職員事務負担が増加する。(住民説明会などの広報活動や使用料徴収、維持管理に係る事務)

4 個別処理である浄化槽と集合処理(下水道や農業集落排水)を比較した場合の特徴は。

- 人口規模が小さく、人口密度の低い地域が比較的多い市町村における汚水処理に要する費用は、平均的に、集合処理に比べ、浄化槽の方が少ない。
- 平成19年度の全国平均汚水処理原価〔資本費+維持管理費(円)÷処理した汚水量(m³)〕は、浄化槽が248.3円、下水道(人口1万人未満の市町村)が329.4円、農業集落排水が332.7円となっており、集合処理の方が個別処理の約1.3倍の費用がかかる。
- 一般的に、家屋同士の距離が長く、土地の起伏や河川、水路の数が多い地域は、下水道や農業集落排水より浄化槽の整備の方が費用的に有利となる。
- 浄化槽整備に係る財政投資効果は、浄化槽の設置工事期間が一週間程度であることから、整備に長期間を要する集合処理に比べ極めて早期に発現する。
- 浄化槽は、住民の希望に応じて住民との合意形成の基に設置されるため、加入率は100%である。また、使用料納付率は、集合処理に比べ浄化槽の方が高い。
- 人口減少等社会構造の変動への対応は、面整備の集合処理に比べ、各戸に設置する浄化槽の方が容易である。整備期間が長い集合処理では、当初の計画人口と利用者人口に差異が生じる可能性もあり、厳しい経営となるケースも出てくる。

1 事業実施に当たって満たさなければならない主な要件は。(P.5)

浄化槽市町村整備推進事業実施要綱（国要綱）に定められている主な事業要件は以下のとおりであり、アからキのすべてを満たすものであること。

- ア 事業実施地域は、将来的に浄化槽等（浄化槽又は変則浄化槽）の整備が妥当と判断される地域内であること。
 （浄化槽整備区域が該当し、下水道認可区域は除く）
- イ 浄化槽等の工事着手までに当該工事に係る住民から浄化槽の設置及び便所等との接続等についての文書で承諾を得ていること。
- ウ 原則として、事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別の浄化槽等を整備する事業であること。
- エ 当該事業年度内に 20 戸以上の住宅等について浄化槽等を整備すること。
 ただし、以下の条件が整えばこの限りでない。
- ・事業が 3 年以上継続した場合は、事業年度内に 10 戸以上を整備。
 - ・事業開始から累積 50 戸以上整備した場合は、事業年度内に 10 戸以上を整備。
 - ・事業が 7 年以上継続した場合であって事業整備区域における浄化槽処理人口普及率が 70% 以上の場合。（整備戸数要件なし）
 - ・累積 100 戸以上整備した場合であって事業整備区域における浄化槽処理人口普及率が 70% 以上である場合。（整備戸数要件なし）
 - ・低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業、浄化槽整備区域促進特別モデル事業を実施する場合。
- オ 本事業により整備された浄化槽等については、やむを得ない場合を除き、設置完了後 1 年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始すること。
- カ 設置後の浄化槽等の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。また、市町村は、浄化槽等の管きよの接続を把握し、未接続等の場合にあっては、住民に対し文書で接続を指導する等、その解消に努めること。
- キ 市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽等の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実に見込まれるものであること。

【参 考】「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」第 3（4）

2 下水道計画区域を事業実施地域とすることはできるか。

- 国の要綱では、「事業の対象となる地域」を「下水道認可区域以外の地域」と規定している（第3（1））。
- また、国要綱の「事業の要件」で、事業実施地域は「将来的に浄化槽等（浄化槽又は変則浄化槽）の整備が妥当と判断される地域内において設定されること」と規定されている（第3（4））。
- 以上のことから、下水道計画区域は事業実施地域として適切ではない。
- 財政の二重投資を防止する観点から、市町村の生活排水処理基本計画において、下水道計画区域となっている地域を浄化槽整備区域に変更した上で事業実施する必要がある。

3 農業集落排水の実施地域や計画区域を事業実施地域とすることはできるか。

- 国の要綱では、「事業の対象となる地域」を「下水道認可区域以外の地域」と規定している（第3（1））。
- また、国要綱の「事業の要件」で、事業実施地域は「将来的に浄化槽等（浄化槽又は変則浄化槽）の整備が妥当と判断される地域内において設定されること」と規定されている（第3（4））。
- 以上のことから、農業集落排水の実施地域や計画区域は事業実施地域として適切ではない。
- 財政の二重投資を防止する観点から、市町村の生活排水処理基本計画において、農業集落排水整備区域の計画となっている地域を浄化槽整備区域に変更した上で事業実施する必要がある。

4 下水道、農業集落排水の区域及び各々の計画区域を除き、市町村すべての区域を事業実施地域としなければならないか。

- 市町村の一部地域を事業実施地域とすることができる。なお、下水道、農業集落排水の区域及び各々の計画区域を除き、市町村全域を事業実施地域とすることもできる。

【参 考】

- ・ 県内の導入5市町村のうち、小鹿野町、ときがわ町及び東秩父村は、下水道及び農業集落排水による処理区域がないため、町村全域を事業対象としている。秩父市及び鳩山町は、下水道認可区域及び農業集落排水整備区域を除いた区域を事業対象としている。

5 事業の対象となる建築物の用途は専用住宅のみか。(P. 27)

- 条例等に規定すれば、住宅に限らず、店舗、事業所、集会所、学校なども事業の対象とすることができる。

【参 考】

| | 事業対象建築物 |
|-------|--|
| 秩父市 | 住宅、事務所・店舗兼用住宅（延べ床面積 1/2 以上が居住の用に供し、居住の用に供する部分以外の床面積が 50 m ² 以下） |
| 小鹿野町 | 住宅、共同住宅、公共施設、事業所、建売住宅 |
| ときがわ町 | 住宅（別荘、建売住宅、共同住宅含む）、併用住宅、公共施設、事業所、店舗 |
| 東秩父村 | 住宅（別荘、建売住宅、村営住宅・共同住宅含む）、併用住宅、公共施設、事業所、店舗 |
| 鳩山町 | 住宅（別荘、建売住宅、共同住宅含む）、併用住宅（居住部分の床面積が 1/2 以上） |

※ 県費補助対象建築物は、主として住居を目的とした住宅（事業所を併設した住宅を含む。ただし、住居部分の床面積が 1/2 以上であること）としている。

6 建売住宅を事業の対象とすることはできるか。

- 条例等に規定すれば、事業の対象とすることができる。
- 県内の導入 5 市町村のうち、秩父市以外の 4 町村が事業の対象としており、過去に数件認められた実績がある。

【参 考】

- ・ 建売住宅は、県費補助の対象外となっている。

7 同一地域内において、浄化槽市町村整備推進事業（市町村整備型）と浄化槽設置整備事業（個人設置型）の両方を実施することは可能か。(P. 14)

- 同一地域内において、2 つの補助事業を重複して実施することはできない。
市町村整備型を実施している地域で、個人が補助を受けずに浄化槽を設置することはできる。
- 同一市町村であっても、地域が重複しなければ、2 つの補助事業を実施することはできる。

【参 考】

- ・ 群馬県の太田市、渋川市、藤岡市、伊勢崎市、神奈川県相模原市、茨城県の日立市などで、2つの補助事業を実施している。
- ・ 生活排水処理施設整備が困難である山間部や市町村合併前に事業を実施していた地域のある市町村では、一部の地域を対象として市町村整備型を実施している。
- ・ 鳩山町では、農業集落排水整備区域を市町村整備型対象外としており、農業集落排水処理施設へ接続できない場合にあっては、個人設置型の補助をすることとしている。ただし近年の実績はない。

8 何故、転換のみを対象としたのか。(P.17)

- 浄化槽法の改正により、新設については、平成13年4月から合併処理浄化槽が義務付けられている。
- 我が市(町村)においては、生活排水処理人口普及率が●●%となっている。
- 市(町村)内には、未だ、単独処理浄化槽等が多く、埼玉県生活排水処理施設整備構想で示された目標である平成37年度までに生活排水処理人口普及率100%を達成するためには、単独処理浄化槽やくみ取り便槽を合併処理浄化槽へ転換していくことが大きな課題となっている。
- こうした状況を踏まえ、「市町村整備型」を実施することとなった。
- 財政状況が厳しい中、限られた財政投資や事務負担を転換のみに集中することにより、生活排水処理人口普及率の向上への寄与度が高くなる。
- 転換については、整備対象の把握が容易なため、財政計画が立てやすい。
(転換の対象となる単独浄化槽等の基数は把握できるが、新設される浄化槽の基数は、家屋の建て替えなどもあり今後の経済動向等も影響し予測しづらい。)
- 費用対効果の面で転換のみを対象とした。
- 住環境の保全や公共用水域の水質保全のため、引き続き、新設浄化槽や既存浄化槽の浄化槽管理者に対し、維持管理の徹底について啓発を行っていく。

【参 考】

- ・ 単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換のみを対象に、事業を実施することはできる。(平成23年3月、環境省回答)
- ・ 浄化槽法の改正により平成13年4月1日から、浄化槽は、合併処理浄化槽のみとなり、単独処理浄化槽の設置はできない。ただし、既存の単独処理浄化槽は、「みなし浄化槽」として引き続き使用が認められている。新設の場合は、必ず合併処理浄化槽が設置されることとなる。

9 何故、新設も対象としたのか。(P.17)

- 公平な汚水処理サービスの提供を図ることができ、住民格差が解消される。
- 新設の住民を事業の対象外とすると、同じ地区の中で、新設と転換の違いにより、住民負担に大きな差が出ることになる。
- 市町村が適切な維持管理を行うため、公共用水域の水質改善が期待される。

【参 考】

- ・ 県内の導入5市町村は全て、新設についても市町村整備型で整備している。
- ・ 国庫補助事業は新設も対象としている。
- ・ 配管費、処分費などの県費補助は、新設を対象外としている。

10 事業要件の20戸を満たさなかったらどうなるのか。

- 当該事業年度の国庫交付金は交付されない。そのため、国庫交付金に相当する部分は、市町村が負担することになる。市町村の分担分に対しては起債が可能（元利償還金の49%は交付税措置がされる）。

1 事業を開始したら、事業を永続的に行わなければならないか。

- 国の要綱には、事業実施地域内の全戸に浄化槽を整備するという事業要件がある。そのため、原則として整備が完了するまでは、事業を継続する必要がある。しかし、未整備世帯について、高齢化などに起因する経済的理由等により整備が進まず、将来的にも整備見込みが極めて少ない場合などは、やむを得ず全戸整備できなくても国庫補助事業による浄化槽整備を終了（中止あるいは中断）することはできる。
- 設置は中止（あるいは中断）し、維持管理だけを行い事業を継続することができる。
- 市町村整備型の事業そのものを中止する場合は、条例の廃止を議会に諮るなど条例に基づく対応が必要である。

2 事業開始後、事業を途中で中止した自治体はあるか。

- 旧岡部町（現深谷市）が、平成17年度に市町村整備型により20戸整備したが、平成18年に深谷市との合併により事業を中止している。事業中止に伴い、交付された国庫交付金は国に返還し、条例も廃止している。
 なお、合併後の深谷市では維持管理せず、事業で設置された浄化槽は住民へ無償譲渡し、住民が維持管理を実施している。住民から徴収した分担金は、住民に返還していない。
- 長野県松本市は、市町村合併前の町で事業を実施していたが、合併により浄化槽の設置を中止している。事業で設置された浄化槽約3,400基は、市が維持管理を実施している。このため、条例は廃止していない。

3 事業を中止した場合、整備した浄化槽を処分（転用、譲渡、交換、取壊し等）することはできるか。（P.85）

- 整備した浄化槽は、環境省からの交付金を受けているため、環境大臣の承認を得れば処分することができる。
- 整備から10年以上経過している浄化槽の処分や、災害もしくは火災により使用できなくなった浄化槽については、包括承認事項として、環境大臣への報告により環境大臣の承認があったものとして取り扱われる。

4 浄化槽を処分した場合、国庫交付金を返還するのか。(P. 85)

- 整備から10年以上経過している浄化槽の処分は、国庫交付金を返還する必要はない。
- 経過年数が10年未満であっても道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない場合の処分は、国庫納付に関する条件を付さずに承認され、国庫交付金を返還する必要はない。

5 経過年数10年未満で、国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合とは。
(P. 85)

- 市町村合併に伴う処分で、国が適当であると個別に認めるもの。
- 道路の拡張整備など設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し。

※ 住民が亡くなり、家屋の承継者がなく家屋を取り壊す場合などは、設置者の責に帰さない事情等として対応できる可能性あり（環境省へ個別相談が必要）。

1 事業開始前に個人で設置した既設浄化槽はどのような扱いになるのか。

(P. 29)

- 事業開始前に個人が設置した浄化槽は、通常は事業の対象外となる。市町村が、市町村整備型を導入した後も従前どおり個人で維持管理を行う。
- 事業開始後に市町村が設置した浄化槽のみが事業の対象となり、市町村が維持管理を行う。
- ただし、条例に既設浄化槽の帰属や寄附に関する規定を設け、個人の財産である浄化槽を市町村に帰属（寄附）して、条例を適用させる方法がある。この場合は、帰属（寄附）された浄化槽は市町村の財産となり、市町村が維持管理を行う。ただし、分担金の納付については適用外（分担金を納めなくて良い）としている。

2 条例に既設浄化槽の帰属や寄附の規定を設けている市町村はあるか。

- 県内では、秩父市（帰属）と鳩山町（編入管理）が条例に規定している。ただし、現時点で帰属及び編入管理の実績はない。
- 県外では、東京都八王子市、大阪府富田林市、群馬県太田市、群馬県東吾妻町、佐賀県佐賀市などが、帰属や寄附について条例に規定している。

【参 考】

- ・ 佐賀県佐賀市の平成22年度における帰属実績は、437基である。なお、同市の平成22年度における帰属以外（新設・転換）の実績は、234基である。
- ・ 全国的には、6割を超える市町村で帰属制度を持っており、実績としては、50基以下が最も多い。

1 分担金はどのように設定しているのか。(P. 43)

- 分担金は、条例により、金額を規定する。
- 地方債償還計画などを踏まえて、各市町村の実情や住民理解などを勘案して設定する。
- 総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成 21 年 7 月 8 日付け総財公第 103 号、総財企第 75 号、総財経第 96 号）」（※）では、受益者負担金の徴収額は「各戸等に設置される合併処理浄化槽については全事業費の 10%程度を徴収し事業へ充当すること」とされている。

※ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年公布）の趣旨を遂行するための通知

【参 考】

- ・ 県内の導入 5 市町村では、分担金を事業費の 1 割程度に設定している。

2 使用料はどのように設定しているのか。(P. 37)

- 使用料は、条例により、金額を規定する。
- 使用料の設定方法としては、下水道料金相当として設定、維持管理費相当として設定、市町村起債部分と維持管理費を住民が全て負担するものとして設定などの方法がある。

【参 考】

- ・ <別表> 県内の導入 5 市町村の状況参照

3 分担金や使用料はどのように徴収するのか。

- 分担金は、現金により一括して徴収する。なお、条例に規定すれば、分割して徴収することもできる。
- 使用料は、納入通知書又は口座振替により徴収する。なお、条例に規定すれば、集金により徴収することもできる。
- 使用料は、毎月ごと、2 箇月ごと、年度ごとなど一定の間隔で徴収する。

【参 考】

- ・ <別表> 県内の導入 5 市町村の状況参照

4 浄化槽の使用料は、水道料金と一括して徴収することができるか。

- 浄化槽の使用料と水道料金を一括して徴収することはできる。
- 一括徴収は、料金未納防止や職員事務負担軽減の観点から有効であるが、2つの料金の徴収方法統一や徴収システムの整備などが必要となってくる。
- 県内の導入5市町村のうち、鳩山町が浄化槽の使用料と水道料金を一括して徴収している。県外では、大阪府富田林市が浄化槽の使用料と水道料金を一括して徴収している。

5 使用料を支払うのでは、個人で設置した方が結果的に安くつくのではないか。

- 個人で浄化槽を設置し維持管理するより、長期的に見ると市町村が設置し、住民が使用料を支払う方が、住民の費用負担が少ない。
 - 設置から30年分の維持管理費又は使用料を含めた5人槽の浄化槽のトータルコスト（設置費用、保守点検費用、清掃料金、法定検査料又は分担金及び使用料）は、個人設置型で約195万円に対して、市町村整備型では約150万円（県内の導入5市町村の平均）となっている。
- ※ 市町村が国庫補助基準額と同額（332千円）の補助を行っている場合で試算。
 ※ 配管費、処分費補助を現行の補助制度で比較した場合
 （個人設置型、市町村整備型双方において、修繕費や消耗部品交換費を除いて試算）

【参 考】

[個人設置型における個人支出額（設置から30年分）]

| 設置費用 | 保守点検費用 (概算) | 清掃料金 (概算) | 法定検査 (11条) | 法定検査 (7条) | 合 計 |
|---------|----------------|--------------|---------------|--------------|-----------|
| 650,000 | 540,000 | 600,000 | 145,000 | 13,000 | 1,948,000 |

[市町村整備型における個人支出額（設置から30年分）]（例：ときがわ町）

| 設置費用 (分担金) | 使用料 (保守点検費用を含む) | 清掃料金 (概算・実費を町に納付) | 法定検査 (11条) | 法定検査 (7条) | 合 計 |
|---------------|--------------------|----------------------|---------------|--------------|-----------|
| 102,000 | 900,000 | 600,000 | 0 (※) | 0 (※) | 1,602,000 |

※法定検査費用は使用料に含む。

1 事業は特別会計として経理しなければならないか。(P. 47)

- 国要綱の事業要件に定められているため、事業は、特別会計により経理する必要がある。

2 市町村整備型の事業は、既存の下水道事業特別会計や農業集落排水事業特別会計と一緒に経理することができるか。

- 市町村整備型の事業は、既存の下水道事業特別会計などと一緒に経理することができる。

【参 考】

- ・ 県内の導入5市町村はすべて、浄化槽単独の特別会計を設置して経理している。

3 事業実施のための財源はどのように賄うのか。(P. 5)

- 浄化槽設置に係る分担金及び浄化槽を使用する住民からの使用料、国庫交付金及び下水道事業債である。

※ 平成23年度から5年間(予定)は、新たに「市町村整備型」を導入する市町村に対し、導入初年度のみ本体及び本体工事費に対する県費補助金がある。

4 浄化槽整備1基あたりの起債額はどれくらいか。(P. 5、P. 131)

- 平成23年度に実施した調査によると、県内の導入5市町村における1基あたりの起債額は、約32万円から約52万円となっている。

5 同一事業を実施しているのに、市町村によって起債額にばらつきがある理由は。

- 起債額が相違している主な理由は、実際にかかる事業費の違いによる。入札や見積もり合わせの結果により、本体及び本体工事費が異なってくる。

1 浄化槽の維持管理はどのように行うのか。(P. 79)

- 浄化槽の維持管理の主な内容は、以下のとおりである。
 - ・ 浄化槽使用開始後 3～8 ヶ月後に、指定検査機関が法第 7 条検査（設置後の水質検査）その後毎年 1 回、指定検査機関が法第 11 条検査（定期検査）を実施する。
 - ・ 毎年 3 回以上（21 人～50 人槽以下の場合は毎年 4 回以上）、保守点検業者が保守点検（点検・調整・修理）を実施する。
 - ・ 毎年 1 回、清掃業者が清掃（汚泥の引抜き等）を実施する。

2 民有地に市町村所有の浄化槽を設置し、維持管理していくことは問題ないのか。
(P. 69)

- 浄化槽は、住民の希望に応じて住民との合意の基に設置されている。また、土地所有者から、浄化槽の設置に係る土地の無償使用や維持管理に伴う土地への立ち入りについて同意書を求めている。

3 配管部分の維持管理は、市町村と住民のどちらが行うのか。(P. 44)

- 配管部分の維持管理は、住民が実施する。
- 市町村が行う維持管理の範囲は、原則として浄化槽本体部分である。

4 引越などにより、浄化槽使用が休止された場合、維持管理はどうするのか。

- 浄化槽の使用休止前には清掃や水の張替えなどを行うが、休止後は原則として特別な維持管理を行わない。なお、浄化槽の使用を休止する場合は、条例及び規則に基づき、住民が市町村に対し手続きをする必要がある。

1 浄化槽の設置工事はどのような事業者が行うのか。(P.73)

- 浄化槽の設置工事を行う事業者は、埼玉県知事に「浄化槽工事業者」の登録又は届出をしていることが必要である。
- 県内の導入5市町村では、一定の基準を満たす業者を指定して浄化槽設置工事を施工させる指定工事店制度を採用している。

【参 考】

- ・ 秩父市及び小鹿野町では、秩父郡市内に店舗を有することを指定基準にしている。
- ・ ときがわ町及び鳩山町では、町の指定給水装置工事事業者であることを指定基準にしている。
- ・ <別表> 県内導入の5市町村の状況参照

2 敷地が狭小のため敷地内に浄化槽を設置できない場合はどうするのか。

- 道路管理者との協議が整い道路占用許可が得られれば、浄化槽を道路に埋設して設置することができる。しかし、道路の管理や浄化槽の維持管理の点から道路占用許可を得ることは難しく、県内の導入5市町村では、浄化槽を道路に埋設して設置した実績はない。

【参 考】

- ・ 平成12年の道路法改正において、道路の占用許可の対象施設に、下水道管、ガス管、水道管に加え、合併処理浄化槽が追加されている。

3 本事業により、複数戸に1基の浄化槽を設置することはできるか。

- 地形等の特殊状況により戸別に浄化槽を設置できない場合には、複数戸に1基の浄化槽を設置することができる。なお、県内の導入5市町村では、複数戸に1基の浄化槽を設置した実績はない。

【参 考】 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱 第3(4)ウ

「原則として、事業の全体計画において、事業実施地域内の全戸に戸別（共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。）の浄化槽又は変則浄化槽を整備する事業であること。ただし、地形等の特殊状況により戸別に浄化槽を設置できない場合には、複数戸に1基の浄化槽を設置しても差し支えないこととする。」

4 複数戸に1基の浄化槽を設置できるのはどのような場合か。また戸数制限はあるか。

- 複数戸に1基の浄化槽を設置できる場合とは、以下に掲げる場合である。
 - ア 対象家屋の敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合。
 - イ 対象家屋を除く土地が傾斜や岩盤の土地であるため、浄化槽を設置するためには家屋を壊すなどしなければならない場合。
 - ウ 家屋が密集する地区で、各家屋に中庭などがあり設置できそうなスペースはあるが、浄化槽を搬入するには家屋を壊すなどしなければならない場合。
- 複数戸に1基の浄化槽を設置できる場合の複数戸とは、原則として5戸以下である。

【参 考】「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱の取扱いについて」の12
(平成23年3月30日付け環廃対発第110330008号)

1 一部事務組合で事業を実施する場合、国や県への補助手続は市町村と組合のどちらが行うのか。

- 事業実施主体となる組合が、国や県への補助手続を行う。また、補助金は、直接、組合に交付される。

2 一部事務組合で事業を実施する場合で、複数の市町村で事業実施地域を設定したときは、当該事業実施地域内で1事業年度あたり20戸を整備すれば問題ないか。

- 設定事業実施地域内(複数の市町村を合わせた事業区域内)で20戸を整備すれば、事業の要件を満たす。それぞれの市町村ごとに20戸(2市町村の場合で合計40戸)整備する必要はない。

3 一部事務組合で事業を実施する場合、地方債の償還は市町村と組合のどちらが行うのか。

- 地方債の起債及び償還は、一部事務組合が行う。なお、構成市町村からは、起債分も含めて負担金を徴収する。

1 分担金や定額の使用料の他に住民が負担する費用はあるのか。(P. 37、P. 44)

- 住民が負担する費用としては、随時使用料として浄化槽の清掃料金、維持管理に係る電気料金や水道料金、修繕費、消耗部品交換費などがある。なお、消耗部品交換費などは、各市町村の規定により異なる。

2 排水設備の設置（配管工事）は、市町村と住民のどちらが行うのか。(P. 44)

- 市町村が行う設置工事の範囲は、原則として浄化槽本体部分である。そのため、配管工事は、住民の費用負担により住民が実施する。

【参 考】

- ・ 秩父市、ときがわ町及び東秩父村では、浄化槽本体から 1m 以内の流入管及び放流管の設置工事は、市町村の費用負担により工事を実施し、それ以外の配管工事は住民の費用負担により住民が実施する。
- ・ 小鹿野町及びときがわ町では、浄化槽から公共用水域までの排水路延長が 20m を超える部分に対し、上限を設定して補助を行っている。
(小鹿野町は上限 30 万円、ときがわ町は上限 100 万円で 1 / 2 補助)

1 事業実施までの主なスケジュールは。(P.11)

- 検討開始から事業実施までには、約1年半から2年程度の期間が必要である。
- 事業実施までの主な準備として、最初に、住民意向調査の実施、対象地域や対象事業に関する検討を行い、事業期間や浄化槽整備基数などの事業計画の策定を行う。その後、住民や議会の理解を得ながら、分担金・使用料等の設定、条例の制定などを経て、事業を実施することになる。
- PFIにより事業を実施する場合は、導入可能性調査やPFI法に基づく手続等に、あわせて2年程度の期間が必要である。

2 事業実施にはどれくらいの職員が必要なのか。

- 事業を実施するにあたっては、事業実施計画や条例の作成などの準備業務、浄化槽設置工事に係る業務、浄化槽の維持管理に係る業務、補助金や起債に係る業務など多くの業務が必要となる。そのため、事業実施には2~3人の担当職員が必要となる。

【参 考】

- ・ 平成11年度に事業開始した旧大滝村では、担当職員1人で事業を開始する。平成17年度に秩父市と合併してから平成21年度までは担当職員3人で事業を実施する。なお、平成23年度時点では、担当職員2人で事業を実施している。
- ・ 平成15年度に事業開始したときがわ町では、当初から平成23年度まで担当職員2人で事業を実施している。

3 何故、高度処理型浄化槽を採用したのか。(P.26)

- 窒素又は燐除去能力を有する高度処理型を採用した場合
 - ・ 県内の荒川流域と利根川流域※は、最終的に東京湾に流入する。
 - ・ 東京湾などの閉鎖性水域における、窒素・燐の過剰に伴う富栄養化の弊害（プランクトンの大量発生等生態系への影響など）が環境問題として認識されている中、公共サービスで浄化槽による汚水処理を行う市町村整備型の事業実施に当たっては、こうした側面も留意する必要がある。
 - ・ このような状況を勘案し、窒素や燐を除去できる高度処理型の浄化槽を選定した。

※ 利根川は武蔵水路により荒川へ流れる。また、利根川の支流である江戸川は東京湾へ流れる。

- BOD除去能力に関する高度処理型を採用した場合
 - ・ 埼玉県は、埼玉県生活環境保全条例でBODについて水質汚濁防止法第3条第1項の排水基準よりも厳しい基準を定めている地域である。
 - ・ また埼玉県では、多くの地域が、水質汚濁防止法における総量規制の指定地域になっている。
 - ・ このような状況を勘案し、BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽を選定した。
 - ・ BOD除去型では、放流水が5mg/L以下と下水道より処理能力が高く、河川等の水質改善に大きく寄与する。

【参 考】

- 県内の導入5市町村では、高度処理型（窒素除去型）を採用している。

4 放流先が確保できない場合はどうするのか。(P.31)

- 放流先が確保できない場合は、処理水を地下に浸透させる地下浸透方式や処理水を地中に蒸らし蒸発させる蒸発方式について検討する（上記の方式を採用するかどうかは市町村の判断による）。

【参 考】

- ・ 地下浸透方式に関しては、埼玉県浄化槽放流水地下浸透関係技術基準が適用となる。この基準に基づき地下浸透を行う場合は、県（管轄の県環境管理事務所）への事前の協議が必要となる。しかし、市町村独自の地下浸透に関する要綱や要領を規定すれば、県の地下浸透関係技術基準は適用除外となり、市町村が独自に地下浸透の可否について判断する。
- ・ 秩父市浄化槽設置指導要綱の地下浸透基準がある。
- ・ 全国で、地下浸透に関する規制を設け認めているケースはわずか7.4%である。条件は要綱で定めている例が多い。これ以外は、規制自体がないものも含め、大半が地下浸透を認めていない。また、地下浸透の実績を見ると、平均は9基であり、最大は栃木県大田原市の84基である。

＜別表＞

埼玉県内導入5市町村の状況

| 番号 | 項目 | 秩父市 | 小鹿野町 | ときがわ町 | 東秩父村 | 鳩山町 |
|----|---------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 | 事業開始年度 | 平成11年度 | 平成13年度 | 平成15年度 | 平成15年度 | 平成19年度 |
| 2 | 整備基数 | 1,118 | 930 | 605 | 263 | 92 |
| 3 | 事業実施地域 | 下水道認可区域、農業集落排水整備区域以外 | 町全域 | 町全域 | 村全域 | 下水道認可区域、農業集落排水整備区域以外 |
| 4 | 対象建築物 | 住宅 (兼用含む(条件あり)) | 住宅、公共施設、事業所など | 住宅、公共施設、事業所など | 住宅、公共施設、事業所など | 住宅 (兼用含む(条件あり)) |
| 5 | 分担金 | 100,000円(5～7人槽) | 標準設置費の1割 (5～7人槽) | 102,000円(5人槽) | 102,000円(5人槽) | 102,000円(5人槽) |
| 6 | 分担金徴収方法 | 原則現金一括徴収 | 現金一括徴収 | 現金一括徴収 | 現金一括徴収 | 現金一括徴収 |
| 7 | 使用料 | 13,860円/年 (5～10人槽) | 17,000円/年 (5～20人槽) | 30,000円/年 (5～10人槽) | 30,000円/年 (5～10人槽) | 30,000円/年 (人槽分類なし) |
| 8 | 使用料徴収方法 | 納入通知書 又は口座振替 | 原則口座振替 | 納入通知書 又は口座振替 | 納入通知書 又は口座振替 | 納入通知書 又は口座振替 |
| 9 | 使用料徴収時期 | 年度ごと | 2箇月ごと | 2箇月ごと | 2箇月ごと | 2箇月ごと |
| 10 | 使用料滞納状況 (H23.12末までの累計) | 10件 | 4件 | 3件 | 0件 | 1件 |
| 11 | 不納欠損事例 | なし | なし | なし | なし | なし |
| 12 | 滞納処分根拠規定 | なし | なし | なし | なし | なし |
| 13 | 起債額 | 約446,000円 | 約322,000円 | 約370,000円 | 約525,000円 | 約436,000円 |
| 14 | 指定工事店数 | 44(H23.5.20現在) | 63(H23.2.1現在) | 48(H23.9.30現在) | 16(H23.9.30現在) | 14(H23.9.30現在) |
| 15 | 指定工事店数 (うち市町村内) | 27 | 21 | 8 | 2 | 7 |
| 16 | 担当課 | 下水道課 | 衛生課 | 環境課 | 保健衛生課 | 生活環境課 |

(平成23年4月1日現在)